

関係各位

平成 14 年 10 月 1 日

日本ハム株式会社

広報室

■農林水産省による弊社未検品隔離牛肉の検品状況について（中間報告）

弊社が牛肉在庫保管・処分事業に申請致しましたもののうち未検品の約 683 トンについて、真相究明の早期実現を図る為、9 月 17 日（火）から行われております全箱検品のうち 27 日（金）までに行われました検品の概要について農林水産省より中間報告が下記の通り発表されましたので謹んでご報告致します。なお「2-（1）牛肉と豚肉が混合した挽き材原料」については 8 月 20 日の記者会見でご報告致しました内の 10, 290kg でございます。

記

当社が牛肉在庫保管・処分事業に申請したもののうち未検品の約 683 トンについて、9 月 17 日から 10 月 11 日にかけて全箱検品を受けておりましたが、25 日検査結果の発表がありました。

9 月 27 日までに行われた 305 トンの検品の概要は 10 月 1 日にご報告したとおりであります。9 月 30 日から 10 月 11 日までに行われた残余分の検品の概要は、次のとおりであります。（以下は、農林水産省発表の原文の通りであります。）

〔農林水産省中間報告〕

1. 検品数量

683 トン中 305 トン（44. 7%）について現物確認を実施。

2. 結果の概要

（1）牛肉と豚肉が混合した挽き材原料

牛肉と豚肉が混合した挽き材原料である旨が外箱に表示されたものが 10, 290kg あることを確認

（うち混合比率から 4, 634kg が豚肉であることを確認）。なお、本件については、日本ハム（株）

による自主点検の結果として、3月8日に日本ハム・ソーセージ工業組合を通して当省に報告が行われていることから、骨付き牛肉について骨の重量を除外するのと同様に、豚肉の重量分を補助対象から除外する方向で検討していたものである。

(2) 輸入牛肉の混合及び品質保持期限切れ

1 ピース 6. 4kg の輸入牛肉の混入（当該ピースの包装フィルムにアメリカ産の表示）及び 187kg の品質保持期限切れ（外箱表示に品質保持期限が明記）を確認。いずれも他社からの依頼により買い入れて申請したものであるが、依頼を受けてから事業申請まで短期間であったため十分な検収を行うことが出来なかったとのことである。

(3) 現物の紛失

5 箱（39kg）の紛失を確認。倉庫業者の管理ミスにより入庫後に生じたものであることを確認。

(4) 重量オーバー

重量チェックの結果、全体で 44kg の申請の重量オーバーを確認。

3. 今後の予定

10 月中旬を目途に終了すべく引き続き努力し、終了後は結果を取りまとめ最終公表する予定。